

令和8年度広島県教育委員会保護者向け広報紙「くりっぷ」発行業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度広島県教育委員会保護者向け広報紙「くりっぷ」発行業務

〔原稿作成、取材（各号2箇所）、写真撮影、コピーライティング、デザイン、レイアウト、イラスト作成、デジタルデータの作成、点字版の作成、印刷、発送（県立学校等への発送）。〕

2 業務内容

(1) 編集等業務

ア 規格

受注者の提案を基に決定

（現在は、タブロイド判（長辺横向き、短辺綴じ、2つ折り）、4面（1面を2分割し、8ページ）、カラー印刷（4色））

イ 紙質等

軽量コート紙 57kg 以上

ウ 発行回数・時期

年3回、令和8年7月、11月、令和9年3月の指定した日

エ 発行部数（予定）

300,000部/回

オ 掲載内容

(ア) 表紙写真等

(イ) 県が選定するテーマに沿った施策等

(ウ) お知らせ

(エ) イベント情報

(オ) 読者プレゼントコーナー

(カ) 相談室コーナー

(キ) その他

カ 編集等

(ア) 県教育委員会との打ち合わせ

(イ) 取材・原稿作成等の実施

(ウ) 写真・イラスト・カット等の手配、デザインの実施

(エ) レイアウト・校正その他編集

キ 視覚障害者対応（点字版の作成）

発行1回につき、点字版15部を制作すること。

B5判、上質紙（白）、簡易製本（くるみ平とじ）とすること。

ク デジタルデータの作成

ホームページ掲載用にPDF（テキスト選択可能かつ10MB以下。広告を掲載した号の場合は広告を削除したもの）・画像データ（JPEG又はPNG）及びテキストデータの作成・納品

ケ 読者ニーズの把握・WEB版閲読促進・閲読継続に向けた独自提案と効果検証及び検証結果を踏まえた改善提案

受注者の提案を基に決定する。提案は、別紙2「広島県教育委員会保護者向け広報紙『くりっぷ』の現状と課題について（令和7年度）」を踏まえて行うこと。また、各号その提案に係る効果を検証し、次号以降に改善を行っていく必要があることから、提案効果を検証する方法も提案すること。

なお、Google アナリティクス閲覧権限は、必要に応じて県教育委員会から別途提供する。

(2) 印刷調製

納品の方法は、別途協議する。

(3) 仕分・こん包・発送業務

所属別の仕分・こん包・発送部数については変動する場合がある。

ア 別紙1「発送先・部数等一覧」における「部数」に基づき、所属別に仕分・こん包作業を行う。各こん包には、県教育委員会が別途提供する送付通知（A4版1枚）を同封する。

イ 仕分・こん包作業終了後、各こん包には、学校名又は教育委員会名、「広報紙『くりっぷ』（広島県教育委員会発行）在中」、部数を記載したラベルを添付する。

ウ 別紙1の「発送方法」に基づき、県教育委員会が別に指定する納入期限までに、各こん包を各所属に直送又は一括発送する。

3 その他

(1) 県教育委員会が指定する日に行われる会議（掲載内容の事前協議、提案内容の効果検証及び改善提案等）に、担当者を出席させること。

(2) 上記に限らず、臨時的・突発的に打合せをする必要が生じた場合には、県教育委員会の求めに即時に対応すること。

(3) 編集、印刷等に当たっては、あらかじめ作業工程表を提出すること。

(4) 規格及び独自提案については、受注者の提案を基に県教育委員会が決定する。

(5) 原則、ラフ案・3回の校正・制作者内部校正・色校正を行うこと。

(6) 各回の委託業務が完了したときは、その都度速やかに、別紙様式「委託業務報告書」に請求書を添えて提出すること。

(7) 制作に当たっては、著作権、肖像権などに配慮すること。著作権は県教育委員会に帰属するものとし、他媒体での活用も可能（再編集も含む）とすること。

4 業務期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

5 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は県教育委員会に帰属するものとし、また、県教育委員会は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、媒体間の連携を推進するため、ホームページでの公開など、二次的、三次的な利用と、それに伴う再編集についても可能なように対応すること。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。

(4) その他

その他、本仕様書に定めのない事項については、県教育委員会と受注者の協議により定めるものとする。

(別記様式)

令和8年度広島県教育委員会保護者向け広報紙「くりっぷ」発行業務に係る委託業務報告書

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

(受注者)

1 発行日

令和 年 月 日

2 委託業務の実績

業 務 内 容	納 入 日	備 考
発行業務 (点字版 15 部含む)	令和 年 月 日	